

小清水町食育推進計画

～元気な“こころ”と“からだ” 食とともに～

令和 3 年 3 月

小 清 水 町

(はじめに)

本町では「健やかで笑顔のあるまちを創る」ことを目指し様々な施策を推進しているところですが、豊かで活力ある町を築き上げるためには、町民の健康の保持、増進が不可欠です。

しかしながら、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病などの生活習慣病の増加が本町にとっても大きな課題となっています。これらの病気の発症は、生活習慣と密接な関連があり、とりわけ食生活との関連が深く、健康的な食生活の実践により、病気の発症そのものを予防する一次予防の推進が重要となっています。

現在の食生活は、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、痩身志向などの問題に加え、「食」の安全上の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、食生活の改善の面からも「食」の安全の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められています。

また、当町の基幹産業である農業の良さを生かした「地産地消の推進」も大切な取り組みであります。

このため、当町では、「食」の課題に総合的かつ計画的に取り組むため「小清水町食育推進計画」を策定し、地域住民と一体となった食育の取組を進めることといたしました。

食育の取組は、家庭をはじめ、学校や地域など生活の様々な場面において、全ての町民の皆さんに参加、実践していただくことが重要であることから、この計画の実現に向けて、小清水町の皆さんと一緒に「食育推進」に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いします。

令和 3 年 3 月

小清水町長 久保 弘志

目 次

1 本計画の趣旨・目的	．．．． p 1
2 食育の定義	．．．． p 2
3 本計画の位置付け	．．．． p 2
4 計画の期間	．．．． p 3
5 小清水町の食をめぐる現状と課題	．．．． p 3
(1) 食をめぐる社会情勢の変化	．．．． p 3
(2) 食生活の乱れと健康への影響	．．．． p 3
(3) 北海道（小清水町）における食料生産の現状	．．．． p 3
(4) 食文化の伝承と環境問題	．．．． p 3
(5) 食育に対する理解と取組	．．．． p 4
6 食育に関する3つの基本目標	．．．． p 5
7 関係者の役割・連携	．．．． p 7
8 数値目標	．．．． p 10

1 本計画の趣旨・目的

食は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かせないものです。

しかし、現在、国内では肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等、また児童生徒の朝食欠食などの問題が見られる状況があります。さらに世界的な食料需給の逼迫に伴う食料の安定供給の確保、安全・安心な食品に対する消費者の関心の高まりへの対応、食べものと生産現場のつながりの確保や、家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の継承、食品ロスといった食に関する課題が引き続き存在しています。

このような国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成17年6月に「食育基本法」を制定し、平成28年3月には「実践の環（わ）を広げよう」をコンセプトとした「第3次食育推進基本計画」を作成しました。また、北海道では、平成31年3月に『食』の力で育む心と身体と地域の元気」をめざす姿とした「どさんこ食育推進プラン」（北海道食育推進計画【第4次】）を作成し、道内の食育を総合的に進めることとしています。

小清水町でも、他の地域と同様に食生活の変化に伴うさまざまな課題が見られますが、町内にはおいしく新鮮な食材があり、また、そうした食材を活用した郷土料理や、特色ある食文化が育まれるとともに、生産地が近く、消費者と生産者の顔が見える関係が築きやすいなど、食育を行うのに恵まれた環境にあります。

このような背景を踏まえ、小清水町においても国や道などと連携しながら、町民皆さんの理解の下、役割分担を行い、より効果的な食育の取組を推進するため、「小清水町食育推進計画」を策定します。

なお、本計画は、「地域資源を活用した農林水産漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」第41条に基づく「地産地消促進計画」としても位置付けることとします。

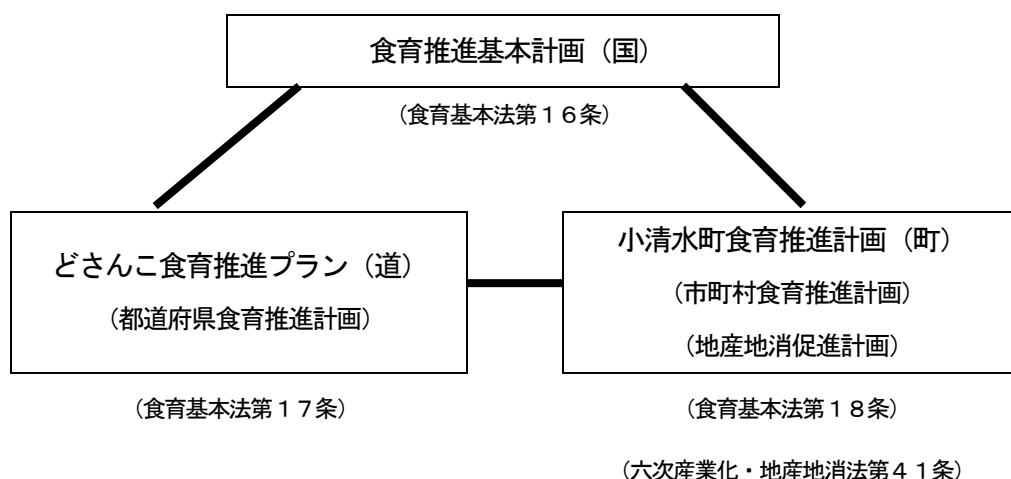
2 食育の定義

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることと定義され、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられています。(食育基本法前文)

3 本計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づき、国の食育推進基本計画や都道府県食育推進計画を基本として作成する市町村食育推進計画として位置付けられ、食育を具体的に推進するための計画として策定しています。

【小清水町食育推進計画の位置付け】



4 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、関係法令の改正や本計画の上位計画の見直しとあわせ、必要に応じて見直しを行います。

(※参考)

- ・第4次食育推進基本計画(国)の計画期間はR3-R7
- ・どさんこ食育推進プラン(北海道食育推進計画【第4次】)の計画期間はH31-R5

5 小清水町の食をめぐる現状と課題

(1) 食をめぐる社会情勢の変化

小清水町においては、高齢化が全国より早いペースで進むとともに、核家族化の進行や女性雇用者の増加といった動きも見られます。このような社会情勢の変化の中で、食に関する簡便化・外部化が進展してきています。

(2) 食生活の変化と健康への影響

国民の食生活は、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、これらに起因して、肥満や生活習慣病の増加などが問題となってきています。この傾向は、小清水町においてもみられており、適切な対応が必要とされています。

(3) 小清水町における食料生産の現状

小清水町は、小麦、馬鈴薯、てん菜、大豆の生産をはじめ、農林水産業や食品産業など食に関連する産業が地域の基幹産業となっています。食料を生産する小清水町の特色を生かした食育を推進していくことが重要となっています。

また、農業・農村は次のような機能も有しており、これら資源を有効に活用した「食育」に取り組むことも大切です。

◆農業・農村の多面的機能（農林水産省ホームページから）	
<input type="checkbox"/> 一時的に雨水をためて洪水を防ぐ機能	<input type="checkbox"/> 土砂崩れを防ぐ機能
<input type="checkbox"/> 土の流出を防ぐ機能	<input type="checkbox"/> 川の流れを安定させる機能
<input type="checkbox"/> 地下水を作る機能	<input type="checkbox"/> 暑さをやわらげる機能
<input type="checkbox"/> 生きもののすみかになる機能	<input type="checkbox"/> 農村の景観を保全する機能
<input type="checkbox"/> 伝統の文化を伝承する機能	<input type="checkbox"/> 癒しや安らぎをもたらす機能
<input type="checkbox"/> 農作業の体験学習の機能	

(4) 食文化の伝承と環境問題

食生活の多様化や簡便化が進む中で、これまで先人から受け継がれてきた伝統的な食文化が失われることが懸念されており、こうした食文化を伝承し、さらに発展させていくことが必要となっています。

また、世界的な食料需給の逼迫、食料不足が問題となる中で、我が国においては、食べ残しなどに伴う大量な食品の廃棄が行われており、これらの削減による環境負荷の低減などが求められています。

(5) 食育に対する理解と取組

小清水町において、食育に関係する機関・団体などが役割を分担しながら、食育の推進に取り組まれており、食育の周知度・関心度は高まりつつあると考えられますが、肥満率や児童生徒の朝食欠食、地場産物の活用など、実際の行動で改善、維持していくべき課題があります。

さらに、食料自給率の向上や食の安全・安心の確保などが大きな課題となる中、引き続き、食育の大切さを周知し、取組の実践を図っていく必要があります。

6 食育に関する3つの基本目標

食育をめぐる現状と課題などを踏まえ、小清水町では食育の推進を効果的に図るため、次の3つの基本目標に基づき、食育を推進します。

基本目標Ⅰ	町民の健康づくりにつながる食育の推進
-------	--------------------

脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養の偏りや朝食の欠食は、肥満や生活習慣病の危険因子とされています。また、食品衛生など食品の安全性に関わる知識も健康の維持に必要です。食べものと心や体の関係を知るとともに、身体によい食品の適切な選択の実践などにより、乳・幼児期から高齢期まで、健康の維持・増進につながる食育の取組を推進します。

基本目標Ⅱ	地産地消と一体となった食育の推進
-------	------------------

小清水町は豊かな自然に恵まれ、四季折々の旬を感じさせる食材があり、消費者と生産者が顔の見えるつきあいができる特徴を持った地域です。各種体験活動により、本町の基幹産業である農林水産業や食品産業など、食に関連する産業の役割や現状、また、産業を維持するために必要な環境問題について理解を深めるとともに、地産地消の大切さを知り、実践する食育の取組を推進します。

基本目標Ⅲ	未来を担う子どもを育む食育の推進
-------	------------------

食育はすべての町民に必要なものですが、特に子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものとして重要です。食育基本法でも、食育を知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけられており、町としても学校教育活動の中で食に関する指導などを進めていきます。

小清水町における食育の取組

健康づくりにつながる食育の推進

- 母親学級
- ベビーッキングスクール
- 乳幼児健診
- 2歳児健康相談
- 3歳児健康診査
- 婦人部健康相談
- 職域、団体健康相談
- 生活習慣病健診事後指導
- 老人クラブ健康相談
- 給食の提供（歯の衛生週間と関連付けた噛み応えのある給食）
- 給食だより発行
- 栄養士による栄養教育（保育所・幼稚園）
- 栄養教諭による栄養・給食指導授業（小学校・中学校）
- 「早寝早起き朝ごはん」運動のポスター掲示による普及啓発活動（小学校・中学校）

地産地消と一体となった食育の推進

- 地場産品の販売
- 地元特産物のPR
- JA農業祭&収穫感謝祭
- ふるさとまつり
- ゆう水みそ作り
- スイートポテト販売
- 町内外各種イベント参加
- 地元企業等による地場産加工品PR販売
- 給食の提供（地元食材を活用した給食）
- 給食だより発行
- 地元食材を使用した調理実習
- 農業体験学習（保育所・幼稚園）
 - ・植付体験（6月）
 - ・収穫体験（9月）
 - ・調理体験（10月）
- 農業体験学習（小学校）
 - ・収穫等体験（生産）
 - ・選果場等施設見学（流通）
 - ・調理実習（消費）
- 農業体験学習（中学校）
 - ・食と地域農業に関する学習
 - ・農作業体験
 - ・調理実習
- 食品ロス削減に関する啓発

未来を担う子供たちへの食育の推進

- ベビーッキングスクール
- 乳幼児健診
- 2歳児健康相談
- 3歳児健康診査
- 給食だより発行
- 栄養士による栄養教育（保育所・幼稚園）
- 栄養教諭による給食時における食事マナー等の個人指導（小学校）
- 栄養教諭による栄養・給食指導授業（小学校・中学校）
- 地元食材を使用した調理実習
- 農業体験学習（保育所・幼稚園）
 - ・植付体験（6月）
 - ・収穫体験（9月）
 - ・調理体験（10月）
- 農業体験学習（小学校）
 - ・収穫等体験（生産）
 - ・選果場等施設見学（流通）
 - ・調理実習（消費）
- 農業体験学習（中学校）
 - ・食と地域農業に関する学習
 - ・農作業体験
 - ・調理実習

【関係団体・行政機関】

- ・小清水幼稚園
- ・小清水町立保育所
- ・へき地保育所
- ・小清水町
- ・小清水町教育委員会

- ・小清水町農業協同組合
- ・小清水町商工会
- ・小清水町観光協会
- ・網走漁業協同組合
- ・小清水幼稚園
- ・小清水町立保育所
- ・へき地保育所
- ・小清水町
- ・小清水町教育委員会

- ・小清水町農業協同組合
- ・小清水幼稚園
- ・小清水町立保育所
- ・へき地保育所
- ・小清水町
- ・小清水町教育委員会

7 関係者の役割・連携

小清水町においては、3つの基本目標をベースに、地域住民や生産者、農林業関係団体、商工団体、学校、保育所等がそれぞれの視点で地域にあった食育の取組を行っていきます。

また、総合的な視野から行政のそれぞれの分野で連携を図り、円滑に取組が進むように次の基本目標に即して、食育を推進していきます。

1	家庭における食育の推進
---	-------------

※ 子どもの基本的な食生活習慣を形成するため、朝食をとることや「早寝早起き朝ごはん」運動を実践するなど、関係機関・団体が連携し普及啓発活動の展開を図ります。

また、子どもの料理教室や親子料理教室の開催、学校を通じて保護者に対し、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めます。

2	学校等における食育の推進
---	--------------

※ 学校、保育所などにおいて、子どもが食に関する正しい知識を学ぶため、地域の生産者団体等と連携して農業体験や調理に関する体験、昼食時間での食事マナー学習などを計画的に推進します。

3	地域における食育の推進
---	-------------

※ 地域住民が、生涯健康で暮らす基本となる良好な食生活や食習慣の確立を図るため、国が策定した「食事バランスガイド」等を活用し、関係機関や関係団体はもとより、家庭・学校・小売業・外食産業・職場・自治会等を通じて住民への普及啓発を図ります。

また、地元の生産者団体や関係機関と連携した地産地消の取組や、地場製品の消費拡大への取組を通して、生産者と消費者との交流促進と農業の活性化を図ります。

4	生産者団体等における食育推進
---	----------------

※ 品質の高い食品を安定的に供給することとあわせて、各種体験活動の実施、協力など学習機会の提供を通じて、地域の生産物や生産、流通に関わる人々の営みの理解を深め、その大切さを伝える取組などを進めます。

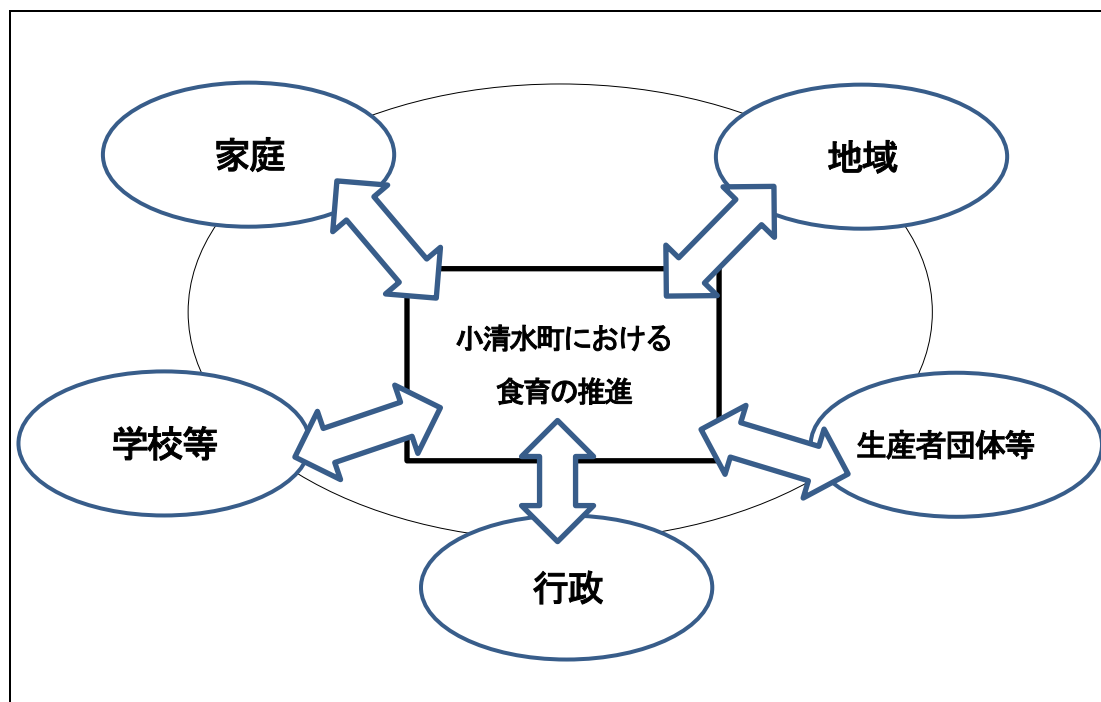
5	行政における食育の推進
---	-------------

※ 食を通じて生活習慣病等の予防を図るため、地域保健センターにおいて、食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、町が行っている健康診断に併せて、各個人の健康状況に応じた栄養相談や運動指導の充実を図ります。(健康体操の推進、栄養相談など開催)

また、地域住民や農林漁業者の自主的な取組を支援し、また協働するとともに、食育を推進するための組織づくりなど、幅広い食育の取組に関わっていきます。

加えて、北海道が食品ロス対策として推進する「どさんこ愛食食べきり運動」等の活用から、住民の環境保全に対する意識向上を図ります。

さらに、食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多様であることから、日常の家庭での食生活や学校、地域住民、各ボランティア団体、食材の提供をする生産者など食関連産業及び消費者団体が、食育活動においてそれぞれの役割を理解し、相互に連携や補完をしながら活動を行い、計画の推進に努めます。



※関係する部署と住民・組織・関係機関・団体等とが横断的な連携を図りながら計画の推進に積極的に努めます。

小清水町の食育の取組（ライフステージ）

	対象	乳幼児期	学校教育期	青年期	中年期	高齢期
学校等	機関 保育所・幼稚園	○給食だより ○農業体験学習 ○栄養教育				
	教育委員会 学校（給食センター）	○給食だより ○給食の提供 ○農業体験学習 ○栄養教諭による栄養・給食指導授業				
地域	ふるさとまつり実行委員会	←————— ○ふるさとまつり —————→				
生産者団体等	小清水町観光協会	○地場製品の販売、地元特産物のPR —————→				
	小清水町農業協同組合	←————— ○農業体験学習 —————→				
	小清水町商工会	←————— ○J A 農業祭&収穫感謝祭（地場産品・地元特産物販売） —————→				
	網走漁業協同組合					
行政	小清水町（保健福祉課）	○乳幼児検診		←— ○母親学級 —→		○老人クラブ健康相談
		○2歳児健康相談		←————— ○婦人部健康相談 —————→		
		○3歳児健康診断		←————— ○職域・団体健康相談 —————→		
		○ベビーッキングスクール			○生活習慣病検診事後指導 —————→	
		○幼稚園・各保育所栄養教育				
	小清水町（産業課）	←————— ○スイートポテト販売（道の駅定期販売、各種イベント販売） —————→				

8 食育推進に当たっての数値目標

食育の推進状況を指標により把握し、目標値を設定します。

指 標	策定時	前回目標値 (令和2年度)	現状値	目標値 (令和7年度)
朝食を欠食する幼児の割合の減少	幼児 (H27) 2.9%	0%	幼児 (R2) 2.0%	0%
幼児(1歳6ヶ月児・3歳児)の肥満の割合の減少 ※乳幼児検診結果	1歳6ヶ月児 (H26) 13.0%	10.0%以下	1歳6ヶ月児 (R1) 14.8%	10.0%以下
	3歳児 (H26) 5.7%	5.0%以下	3歳児 (R1) 11.1%	5.0%以下
朝食を欠食する児童生徒の割合減少 ※学校給食アンケート結果	児童 (H27) 4.3%	0%	児童 (R2) 13.0%	0%
	生徒 (H27) 13.0%	0%	生徒 (R2) 20.4%	0%
児童・生徒の肥満の割合減少	児童 (H27) 10.4%	現状維持	児童 (R2) 13.0%	現状維持
	生徒 (H27) 22.4%	現状維持	生徒 (R2) 17.3%	現状維持
成人(40歳～74歳代)の肥満の割合の減少 ※特定健診結果	男性 (H26) 38.3%	35.0%以下	男性 (R1) 15.2%	15.0%以下
	女性 (H26) 24.6%	23.0%以下	女性 (R1) 27.8%	23.0%以下
高齢者(65歳以上)のやせの割合の減少 ※特定健診結果	全体 (H26) 0.7%	現状維持	全体 (R1) 2.5%	現状維持
学校給食における小清水町産農産物の利用率	じゃがいも (H27) 61.8% 玉ねぎ (H27) 51.2% ごぼう (H27) 41.6% にんじん (H27) 33.5% キャベツ (H27) 31.0% 白菜 (H27) 25.7% 大根 (H27) 20.6%	(各品目) 現状以上	じゃがいも (R1) 81.5% 玉ねぎ (R1) 65.9% ごぼう (R1) 72.7% にんじん (R1) 49.9% キャベツ (R1) 20.5% 白菜 (R1) 33.5% 大根 (R1) 18.4%	(各品目) 現状以上